

令和6年度甲種防火管理再講習案内

南越消防組合

消防法施行令第3条第1項の規定に基づく防火管理講習を下記のとおり実施します。

記

1 講習種別

甲種防火管理再講習

2 受講対象者

消防法令で定める特定防火対象物のうち、全体の収容人員が300人以上の防火対象物の防火管理者に選任されている者（以下「対象防火管理者」という。）

対象防火管理者は、前回受講した甲種防火管理新規講習または甲種防火管理再講習を修了してから5年以内ごとに再講習を受講が必要です。

3 講習日時・会場

講習月日	会場	申請受付期間	定員
令和6年5月30日（木）	越前市いまだて芸術館 ※別図参照	令和6年4月15日(月)から 5月17日(金)まで	40名

4 講習科目

受付	8:30~9:00	(30分)
受講案内等	9:00~9:10	(10分)
防火管理に関する消防法令等の改正概要	9:10~10:10	(60分)
火災事例等に基づく防火管理対策	10:20~11:20	(60分)
質疑応答・修了証交付	11:20~11:40	(20分)

※受講内容により、若干時間が前後する場合があります。

5 受講申請方法

(1) 受講希望の方は、次の一覧記載の消防署等で所定の受講申請書により、申請手続きをしてください。

申込み・問い合わせ先	所在地	電話番号
南越消防組合 消防本部予防課	越前市千福町126	21-8865
南越消防組合 中消防署	越前市千福町126	21-8885
南越消防組合 東消防署	越前市西檜尾町18-7-2	43-0119
南越消防組合 東消防署池田分署	今立郡池田町稻荷35-2-1	44-8119
南越消防組合 南消防署	南条郡南越前町湯尾14-4-2	45-0119
南越消防組合 南消防署河野分署	南条郡南越前町今泉18-3	48-3119

(2) 申請に必要な書類等

ア 受講申請書1通(本部予防課・管轄消防署・分署で配布します。)

イ 現在所持している甲種防火管理講習(前回の再講習を含む。)の「修了証」の写し

(3) 申請受付期間

申請受付期間は令和6年4月15日(月)から5月17日(金)までとし、受付時間帯は8時30分から17時15分までとします。ただし、定員に達した場合は申請受付期間内であっても、申請の受付を締め切る場合があります。

6 受講料

受講料は無料とします。ただし、講習で使用するテキスト(最新のもの)をお持ちでない方は、別途テキスト代が必要となります。

7 使用テキスト

講習会では次のテキストを使用しますので、購入をお願いします。なお、テキストは最新のものを使用します。

テキストは、講習当日、講習会場にて配布し、講習受講後に所定の郵便局振込用紙にてテキスト代を振込んでいただきます。テキスト代は、2,090円(税込み)です。

(1) 図説防火管理〔再講習〕(東京法令出版)

(2) イラストで見る消防用設備等の自主点検ポイント(東京法令出版)

8 修了証の交付

所定科目を受講された方のみ修了証が交付されます。欠講科目(1科目5分以上の遅刻又は講習の途中で退席したとき等)のある方には修了証を交付しません。

9 その他

(1) 駐車場については、越前市いまだて芸術館の駐車場(別図参照)をご利用ください。なお、駐車場内での事故について、南越消防組合は一切の責任を負いませんのでご注意ください。

(2) 講習当日は、受講票、運転免許証等受講者本人であることを証明できるもの、現在所持している甲種防火管理講習の「修了証」及び筆記用具を必ず持参してください。

(3) 感染症等の拡大状況によっては、やむを得ず、講習を中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。なお、再講習の中止にあたっては、南越消防組合ホームページに掲載するとともに、各受講者へ電話等で通知します。

(4) 講習当日は、発熱等の体調不良がある場合は、消防本部予防課に連絡し受講を控えるようにしてください。

(5) 感染症対策のため、マスクの着用をお願いする場合があります。なお、会場入口に消毒液を設置してありますので、会場出入りの際に利用してください。

(6) 本講習について不明なことがありましたら、**5 受講申請方法** 記載の問い合わせ先にお問い合わせをお願いします。

